

令和7年八千代市農業委員会

第12回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和7年八千代市農業委員会第12回総会議事日程

開催日時 令和7年12月9日（火）午後1時30分～午後3時00分
開催場所 八千代市役所 別館2階 第1・2会議室
日程第1 議事録署名人の選任
日程第2 議案上程（議案第1号～第4号、報告第1号～第5号）
日程第3 議案審議及び採決

◆議題

議案第1号 農地法第5条の件（県許可分）
議案第2号 農地法第3条の件（市許可分）
議案第3号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件
（農地中間管理事業の推進に関する法律）
議案第4号 農地台帳に関する調査について

報告第1号 会長決裁事項の報告
生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
報告第2号 会長決裁事項の報告
農地の転用事実に関する照会の件
報告第3号 会長決裁事項の報告
合意解約の件
報告第4号 事務局長専決事項の報告
農地法第4条届出書の件
報告第5号 事務局長専決事項の報告
農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（13人）

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
4 加茂 太郎	5 間野 恵一	6 立石 巍
7 鈴木 正範	9 今井 茂	10 周郷 崇
11 黒澤 京子	12 花島 淳	13 黒崎 玲子
14 稲垣 哲也		

（欠席委員：8 吉橋 清一）

◆出席農地利用最適化推進委員（10人）

1 仲 村 秀 一 4 志 田 啓 佑 5 塩 谷 正 人
6 古 池 正 二 7 太 田 雅 章 8 安 原 利 幸
9 三栗谷 友 理 10 齋 藤 孝 一 11 市 川 善 美
13 小 林 正 樹
(欠席委員: 2 戸 田 真 一 3 將 司 実 12 長 岡 みづ枝)

◆事務局 (5人)

局 長 永沼 浩一 次 長 小林 直樹 主 査 岩井 孝則
主査補 内田 孝 主任主事 木村 直人

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0人 (定員3人)

◆総会議事録

議長 (稻垣会長)	皆様、こんにちは。 ただ今出席されております、農業委員は14人中13人です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和7年八千代市農業委員会第12回総会は成立了しました。 推進委員は13人中10人が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、指名します。 4番 加茂委員、2番 佐藤委員、両委員にお願いします。
議長	日程第2、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第5号をもって、本日の議題とします。
議長	この際、お手元に配付しております文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。
議長	日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 農地法第5条の件、申請番号1番については、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。
	【1号1番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問に座ったままで結構です。お

	答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（1号1番）
局長	<p>本件は、11月27日、地区担当の志田委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の1ページをご覧ください。米本神社の北西約230mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の2ページとなります。</p> <p>申請理由として、申請地は農業従事者がおらず、今後も耕作の見込みがないことから、譲渡人が土地の売却を希望しており、再生可能エネルギーによる発電事業を行っている譲受人が太陽光発電施設を設置する計画です。</p> <p>土地の利用計画については、太陽光パネルを延べ165枚設置するほか、附帯する架台、引き込み柱、周囲にフェンスを設置し、システム容量は104.775キロワットとなる見込みです。</p> <p>申請地の選定にあたっては、周囲に日陰になるもののがなく、太陽光発電施設として適地であり、他の周辺の土地において検討したものの、条件に合う土地がなく、申請地を選定したことです。</p> <p>なお、本件に係る売電のしくみについては、固定価格買取制度（いわゆるFIT）を利用せず、全量売電することです。売電シミュレーションでは1キロワット時間当たり8.5円で売電する計画です。</p> <p>転用許可基準として、始めに立地基準は農地区分について、当該地は農用地ではありません。また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが、農地以外の土地で検討したことろ、計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できることを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は、文化財保護法に該当し、埋蔵文化財の調査対象地のため八千代市教育委員会と協議を行っていることです。</p> <p>転用による被害防除対策は、転用目的に建物はなく、日照・通風への影響は最小となること、また、年2回草刈りを行い、周辺農地の方と相談の上、状況に応じて適切に農薬を使用すること。</p> <p>また、フェンスの設置について、南側赤道の通行を阻害しないよう、道</p>

	<p>路境界の確定後に必要な位置までセットバックを行うこと。</p> <p>排水について、汚水・雑排水は生じず、雨水は、自然浸透にて敷地内で処理すること。</p> <p>それぞれを確認しています。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 志田推進委員どうぞ。</p>
志田推進委員	<p>4番 志田です。去る11月27日に現地調査を行いました。現地は休耕しており、保全管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、太陽光発電所として利用するため、他の場所では転用目的が果たせないとのことでした。被害の生じる恐れはなく、転用は止むを得ないと思います。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>6番 立石巖委員どうぞ。</p>
立石巖委員	<p>6番 立石です。太陽光発電パネルの寿命が何年あるのか分かりませんが、稼働途中で御社が撤退するとなつた場合、ここの土地を他者に譲渡する可能性はありますか。</p>
申請人	<p>はい。可能性としては考えられます。</p>
立石巖委員	<p>付近には、宅地が西側に2軒あったのですが、地域の方々へ説明を行うとともに協議も進んでいると伺っております。地域の方々との約束と言いますか、相手との取り決め事について、次の譲渡先に履行してもらう確実性はあるのでしょうか。</p>
申請人	<p>それは、もちろん引き継ぎます。譲渡する際は、農地転用の際に提出させていただいている資料は、譲渡先にも確実に引継ぎを行います。</p>
立石巖委員	<p>やはり、譲渡の可能性はあると考えてよろしいのですね。</p>
申請人	<p>はい。可能性としてはゼロではありません。</p>
立石巖委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>

議長	他に質疑ありませんか。 1番 立石猛委員どうぞ。
立石猛委員	1番 立石です。太陽光パネルの製造国及び耐用年数を教えてください。
申請者	製造国に関しては、中国になります。使っているメーカーに関しては、ジンコ・ソーラー・ジャパン株式会社となります。耐用年数に関しては、25～30年と認識しております。保証期間自体は20年ですが、要件次第により25年に保証期間が延びる形で出していただいております。
立石猛委員	ありがとうございます。
議長	他に質疑ありませんか。 9番 今井委員どうぞ。
今井委員	9番 今井です。固定価格買取制度（いわゆるFIT）を利用しないで、1キロワット時間当たり8.5円で売電する計画とのことで、これで年間どれくらいの発電金額になりますか。
申請者	そちらは発電シミュレーションを提出しておりますが、年間ですと見込みとりますが、100万円です。
今井委員	また、この施設を建てるにあたり、どれくらいの建設費を見込んでおりますか。
申請者	発電設備としましては、730万円です。土地購入費として、150万円、その他費用含めて、総額で883万8,000円です。
今井委員	システムの容量104.775キロワットということですが、これは高圧ということですか。
申請者	いいえ、低圧です。こちらは直流の場合のシステム容量でして、交流側での出力は50キロワット以下ですので、区分としては低圧となります。
議長	他に質疑ありませんか。 13番 黒崎委員どうぞ。

黒崎委員 申請者 黒崎委員 議長 議長 議長 議長 議長 議長	<p>13番 黒崎です。売電先は決まっていますかということと、経年劣化したパネルの処分方法について教えてください。</p> <p>売電先は、現時点で東京電力に決まっています。パネルの廃棄に関しては、廃棄料を積立金として積立します。実際に廃棄する時点での規制により変わるとと思いますが、そのタイミングでの規制に沿う形で、積立金から支出してパネルの廃棄を行うものとしています。</p> <p>ありがとうございます。以上です。</p> <p>その他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p> <p>【1号1番 申請人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論にあたっては、最初に議事に「賛成の立場」か「反対の立場」かお示ししていただき、討論するようお願いいたします。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p> <p>挙手、多数であります。</p>
---	--

	<p>よって、議案第1号の1番について、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の件、申請番号1番について、関係委員がおりますので、質疑が終わりましたら退室してください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	議案朗読（2号1番）
局長	<p>本件は、11月27日、地区担当の立石巖委員、古池委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の3ページをご覧ください。左側は桑納地区、右側は島田地区を示しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、申請人の従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 立石巖委員どうぞ。</p>
立石巖委員	<p>6番 立石です。去る11月27日に現地調査を行いました。現地は農地であり、保全管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、関係委員は退室してください。</p> <p>【関係委員退室】</p> <p>これより、議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり許可することに決定しました。 関係委員、入室願います。</p> <p>【関係委員入室】</p> <p>次に申請番号2番について、事務局より概要の説明を願います。</p> <p>議案朗読（2号2番）</p> <p>本件は、11月27日、地区担当の立石巖委員、古池委員と11月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の4ページをご覧ください。桑納橋の北東約350mの範囲に位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。</p>
議長	
次長	
局長	

	<p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、申請人の従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 古池推進委員どうぞ。</p>
古池推進委員	<p>6番 古池です。去る11月27日に現地調査を行いました。現地は農地であり、保全管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第2号の2番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第2号の2番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>

議長	次に申請番号3番について、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（2号3番）
局長	<p>本件は、11月27日、地区担当の黒澤委員、市川委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の5ページをご覧ください。神崎橋の西約290mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、申請人の従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>11番 市川推進委員どうぞ。</p>
市川推進委員	<p>11番 市川です。去る11月27日に現地調査を行いました。現地は農地であり、保全管理されておりました。</p> <p>本件については、譲渡人から農業委員会へあっせんの依頼があり、担い手へのあっせんが成立したものであり、譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。

	<p>これより、議案第2号の3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の3番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件、本件につきましては、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【3号1番 申請人入室】</p>
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（3号1番）
局長	<p>参考案内図1—1をご覧ください。 場所は、金堀橋の南東約170mに位置しています。借人の申請理由は、10年間の使用貸借権の新規設定であり、農業への新規参入です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件は、従事日数は150日ですので、150日要件を満たし</p>

	<p>ています。</p> <p>申請人は新規就農者ということですので、自らの営農計画の説明を願います。</p> <p>また、委員の皆さんにお手元に申請人の営農計画書を配付していますのでご参照ください。</p> <p>はい。まず土地の選定理由につきましては、自宅からも既に耕作している所からも割と近い場所にございまして、車ですと自宅から10分程度の場所でございます。</p> <p>年間作付計画としましては、年間を通じて耕作しようと考えております、玉ねぎ、ジャガイモ、カボチャ等の作物を計画しています。年間の従事日数は150日を予定しています。</p> <p>収支計画ですが、生産経費に関して種苗類3万円、肥料で3万円、資材・燃料費で3万円、その他雑費として、出荷用のボーダン袋やテープを含め1万円です。生産収益に関しては、玉ねぎ20万円、ジャガイモ30万円、カボチャ30万円、その他ナス・トマト・葉物類で50万円、併せて130万円を目標として耕作したいと思っております。</p> <p>生産物の処理方法につきましては、私は東葉高速線八千代緑が丘駅の駅前に居住しているのですが、その駅前ロータリーの中に「八千代緑が丘まちのえき」という八百屋さんがあります、こちらのほうで、ここ10年近く出荷はさせていただいております。以前は、船橋市の「フナベジ Farm in Town」という直売所に出荷していましたが、現在は閉店しています。</p> <p>また、鎌ヶ谷市の「花と野菜の直売所しんばたけ」という所にも出荷していましたが、販売所のほうの業務がなくなり、今は出荷していません。その他にスーパーべルクやヤオコーには地元農家の直売所コーナーがありますので、そちらでも出荷させていただきたいと思っております。スーパーべルクとは過去に店長と話合いを持ちましたが、その時は、通年で出荷してほしいとの要望で、私の方は通年で出荷できるほどの作物がなく、出荷はできませんでした。1日の利用客数が2千~3千人と伺いましたので、お客様の目に留まる確率は上がりますので、そういう大きなところへも出荷したいと考えています。</p> <p>農機具、作業場、倉庫等の確保方法ですが、トラクターは貸与していただける機械があります。それと自己所有として、管理機程度の手押しの耕耘機、草刈機、あとは井戸を引いておりますので、洗浄や散水施設はございます。</p> <p>通作距離は、3kmほどで、通作時間は10~20分、自転車か自動車</p>
--	---

	で行ける場所となります。説明は以上となります。
議長	ありがとうございました。続いて、質疑を行います。 質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。
花島委員	12番 花島です。現状では出荷先は何箇所に出していますか。
申請者	今は、「八千代縁が丘まちのえき」の1箇所です。
議長	他に質疑ありませんか。 2番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	2番 佐藤です。以前は農業をやっていたのですか。
申請者	そうですね。自分の持っている土地がありまして、そこで畑をやってい ます。
佐藤委員	今回の場所は、4畝ほどの土地ですが、計画にあるこれだけの作物は大 丈夫ですか。
申請者	自分の持っている土地と併せて考えております。
議長	他に質疑ありませんか。 6番 立石巖委員どうぞ。
立石巖委員	6番 立石です。出荷先ですが、いろんな出荷先にも展開されていましたが、 通年で出荷してほしいというのは、大型直売所と一緒になんでしょうか。 あるいはそういう訳ではないのでしょうか。
申請者	先ほど申し上げた「花と野菜の直売所しんばたけ」は、箱で買ってくだ さることもありました。当時は菊芋が数十キロと結構採れていて、スーパ ーベルクに相談したのですが、他にはスポット的な「ふき」とか「たらの 芽」など時期的な作物だけしかなく、通年で出荷ができませんでした。
立石巖委員	最初お話ありました「八千代縁が丘まちのえき」は通年ではなくて、 ある物を持ってきていいよという感覚ですか。

<p>申請者</p> <p>立石巖委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>そうですね。おかげさまでコミュニケーションが取れています、今採れた物をスポットでも引き受けていただいています。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。</p> <p>【3号1番 申請人退室】</p> <p>これより、議案第3号の1番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の1番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の举手を求めます。</p> <p>【举手】</p> <p>举手、全員であります。 よって、議案第3号の1番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。</p> <p>議案第4号 農地台帳に関する調査について、事務局より概要の説明を願います。</p>
---	--

	<p>局長</p> <p>議案書の4ページとなります。</p> <p>本件調査については、農地法第52条の2の規定により調査を行うもので、その調査方法について審議をお願いするものです。詳細は、担当より説明します。</p>
	<p>事務局</p> <p>【詳細説明】</p>
	<p>議長</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番 立石巖委員どうぞ。</p>
立石巖委員	<p>確認ですが、6ページの世帯の欄ですけど、経営主というところの考え方はどう考えれば良いですか。実は、昨年だったのですが、かなり高齢の方が経営主に名前が載っていて、どう見ても農業を経営していないだろうなと見えていて、世帯員さん達は都内に転出しているような例が2件ほどありました。売買等を行う時など、今回の調査が諸証明に影響する可能性がありますと説明しても、ピンとこない感じでした。そういうことからも、経営主の在り方について整理したいと思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。経営主についてですが、これだったら経営主であるという境目はありません。台帳管理上は、農家は一つの経営体とみなしておりまして、財産の処分を含めてですが、経営体の決定権を持つ方という認識で捉えています。必ずしも、従事日数が一番多い方が経営主になるという訳ではありません。</p>
立石巖委員	<p>では、働く働けないというのは関係なく、その農業経営や土地を取りまとめている方という考え方でよろしいのですね。</p>
事務局	<p>そうですね。既に農業経営はやっていなく土地だけ持っている土地持ち非農家でも、土地の名義はその方になってくるのではないかと思います。</p>
立石巖委員	<p>それですね。既に土地の名義もいろいろ分配してあって、そういうところからも、もう自分の経営ではないんだよなという認識をしておりました。</p>
事務局	<p>もし、自分の経営体の中に実際には管理していない土地などありました</p>

	<p>ら、二重線で訂正してしまって構いません。この土地は経営体で管理していない旨を記載してください。</p> <p>実際、今年も相続や転用などにより、経営農地が無くなってしまった世帯は多く発生しております。よって、昨年より対象となる方は減っています。実際に農業経営をもうやっていることであれば、調査対象から外すというやり方も取れますので、もし、分かるようであれば、その旨記載いただいて、あとは事務局のほうで調査対象から外すか提案することも可能です。</p>
立石巖委員	分かりました。以上です。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	【「討論なし」の声あり】
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行ないます。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり調査を行うことに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	【挙手】
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり調査を行うことに決定しました。</p>
議長	報告第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1号1番）

議長	報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第2号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（2号1番から3番）
議長	報告第2号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 会長決裁事項の報告について、合意解約の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（3号1番）
議長	報告第3号については、報告のとおり通知があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第4号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（4号1番から3番）
議長	報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第5号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（5号1番から7番）
議長	報告第5号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他といたしまして、10月31日に島田地区の地域計画に関する話し合いが開催されましたので、古池委員より報告願います。

古池委員	<p>去る 10月 31日に、島田地区の地域計画に係る更新の話し合いを行いました。参加人数は3名で、内1名は、初めて話し合いに参加された方でしたので、その方の農地の部分に色を塗り、耕作地を確認して閉会しました。</p> <p>島田地区は年1回集会がありますが、曜日が日曜日のため、区長に書類を全部渡して話し合いを行う方法も必要かなと個人的に思いました。そうしないと参加者は、どうしても仕事優先になってしまい、なかなか人数が集まりません。また、地域計画の更新について、変更もないから参加しないという方も結構いらっしゃいました。報告は以上です。</p>
議長	古池委員ありがとうございました。
議長	次に、今月 4日に萱田地区の地域計画に関する話し合いが開催されましたので、花島委員より報告願います。
花島委員	<p>去る 12月 4日に、萱田下公会堂にて、萱田地区の地域計画に関する話し合いを行いました。参加者は19名で、対象者のおよそ4分の1でした。</p> <p>内容としましては、前回作成した耕作者地図及びアンケートを基に4つのモデルプランを提案し、5つの班に分かれ話し合いを行いました。今後は今回話し合った結果を基に今年度の具体的なプランの作成を目指し、協議を行う予定です。報告は以上です。</p>
黒崎委員	質問したいのですが、よろしいでしょうか。
議長	13番 黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	4つのモデルプランの具体例について、非常に興味があります。よろしければ是非お話を聞かせください。
花島委員	<p>まず一つ目ですが、田んぼが中心になりますけど、基盤整備事業を行つてから農地の集約ということで、事業実施のためには地元負担が発生しますが、公的資金が活用できる可能性もありますので、そういう農地の集約プランです。2つ目ですが、遊休農地を活用して、解消する際に助成金が交付され、企業誘致を行い、企業が長期的に就農するプランです。3つ目ですが、畑が中心になりますて、家庭菜園のオーナー制度のプランです。4つ目は、上記3つ以外で自由に発想してもらう自由枠のプランで、5班に分かれて話し合いました。個人的には、1つ目のプランが良いなと思つ</p>

	<p>たのですが、交付金を受けるためには、仕上がりで20町歩以上の要件があります。萱田地区の場合は、地目上約22町歩ほどとかなりギリギリであることから、誰か1人でも反対があれば、1つのプランは困難な状態になってしまいます。4つのプランは以上です。</p>
黒崎委員	<p>ありがとうございました。そこに掘り下げる質問ですが、お集まりになった方々の反応としましては、いずれかのプランで方向がまとまってきたのか。あるいは、今後に内容が続していくのか。そのあたり、お聞かせください。</p>
花島委員	<p>全ての班の状況を把握できていませんが、萱田地区は市街化区域内の農地も多く含まれています。農業が主な所得になっていない人も多いことや、実際に耕作している農家は9軒ほどで、うち後継ぎが決まっている人は2~3人、地区外から耕作しに来ている人が2人で、あまりに耕作人数が少ないこともあります。前向きな状況ではありません。かといって、他のプランに関しても具体的な案は出てきていません。家庭菜園についても、各々が縁故で貸している程度で、それを地域の計画としてまとめるのは難しいと思います。とはいえ、あと1回で報告内容をまとめなければなりません。以上のように、感触としてはあまり良くはありません。</p>
黒崎委員	<p>分かりました。以上です。</p>
議長	<p>花島委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、農業委員会だより第55号の配付について広報委員の立石猛委員より報告願います。</p>
立石猛委員	<p>広報委員長の立石猛です。皆さんのお手元にも配付していますが、農業委員会だより第55号が完成しましたので、皆さんに配付のお願いです。農業委員の皆さんには、農業委員会だよりが入っている封筒を配付していますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、農家の皆さんへ配付をお願いします。</p> <p>今回は、農地台帳調査と併せて配付して頂きますが、農地台帳調査と異なり、だよりはポストに投函していただいて構いません。また、配付名簿は農地台帳調査と共通のため、名簿に「郵送」と記載されている方につきましては、配付不要です。</p> <p>なお、今回は、だよりを配付したことのチェックをする必要がないので、</p>

	<p>配付名簿に記入しないようお願いします。配付名簿には、農地台帳調査の件のみご記入ください。</p> <p>皆さんお忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、農業委員会だよりは、事務局のカウンターのほか、農協、農業交流センターにも配架していただく予定ですので、ご承知おきください。以上です。</p>
議長	立石委員ありがとうございました。
議長	<p>次に、「令和7年度全国農業委員会会長代表者集会」が先月27日に開催され、私が出席しましたので報告いたします。</p> <p>去る11月27日に、東京都文京区にあります文京シビックホールにおいて、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会が、約1,800人収集のうえ、開催されました。議案は第1号議案から第3号議案までありましたが、収集した約1,800人によりすべて承認されました。</p> <p>議案の内容ですが、第1号議案は、令和8年度農業関係予算の確保及び新たな基本計画の実現と農業構造の転換の推進に向けた要請決議が話し合われ承認されました。第2号議案では、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議が話し合われ承認されました。第3号議案では、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議が話し合われ承認されました。</p> <p>集会の終了後、議員会館へ移動しまして、一般社団法人全国農業会議所國井正幸会長をはじめ、一般社団法人千葉県農業会議 越川浩樹局長、千葉市農業委員会 長谷部衡平会長及び私で、自由民主党への代表要請のため、小林鷹之政務調査会長へ要請書を渡しに伺いました。以上で報告となります。</p>
議長	<p>その他に報告のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>報告等がないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項は全部で6点です。</p> <p>1) 次回の総会について</p> <p>1月8日（木）午後1時30分から 市役所別館2階 第1・第2会議室</p>

	<p>2) 次回の現地調査について 12月24日（水） 担当委員：加茂委員、吉橋委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>3) 令和8年3月の総会について（変更） 3月5日（木）午後1時30分から 会場は市民会館3階 第3会議室 2月も市民会館3階 第3会議室となるため、間違えないようお願いいたします。</p> <p>4) 事業用設備等脱炭素化 促進事業補助金事業について</p> <p>5) 農業委員手帳の配付について</p> <p>6) 次期委員改選について</p> <p>連絡事項は以上となります。 次に事務局職員より説明があります。 ①「農地のあっせん希望」について ②農地利用意向調査の実施について</p> <p>①お手元に配付している資料「令和7年第12回総会 あっせん希望農地一覧」をご覧ください。 12月のあっせん希望は1件あり、対象農地は米本地区の1筆です。担当委員は、志田委員にお願いします。 志田委員は、3か月後の令和8年3月5日の総会までに、原則1人以上のあっせんを行い、お配りしている「あっせん結果報告書」をもってご報告ください。 もし、あっせんを行っても成立しなかった場合、その理由を報告書へ記載のうえ、ご報告をお願いします。 また、あちらに掲示している八千代市の白図上では、今月のあっせん対象農地の位置を「白地に赤枠のシール」で示しております。 なお、「青色のシール」は8月総会、「緑色のシール」は9月総会、「赤色のシール」は10月総会、「黄色のシール」は11月の総会にて、各担当委員へあっせんをご依頼している対象農地の位置になります。あっせんに係る説明は以上です。</p> <p>②農地利用意向調査の実施について説明をさせていただきます。皆様、夏の利用状況調査では、暑い中ご協力いただきましてありがとうございました。この調査結果から、事務局で集計をいたしまして、遊休農地と判定されました土地所有者等に向け、12月末頃に「利用意向調査票」を発送</p>
--	--

	する予定でおります。この調査は、今後、遊休農地をどうする予定であるか確認する調査となります。当該調査は、1月末を回答期限としていますので、どのように回答したら良いか、皆様へ問い合わせ等があるかもしれません。その場合は、一番上の選択肢である農地中間管理機構へ貸す意向があるをご選択いただければ、無難な回答となる旨ご案内いただければと思います。説明は以上です。
次長	質疑等はありませんか。
三栗谷委員	郵送する「利用意向調査票」について、回答する方式の指示は何かありますか。
事務局	回答の方法ですが、同封の返信用封筒に回答様式を入れてご返送いただく方法とQRコードを読み込んで開く、インターネットフォームを利用した回答方法のいずれかでご回答いただけます。回答の期限はどちらも1月末となります。
次長	他に質疑等はありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	以上で令和7年第12回総会を閉会します。